平成２２年（フ）第８４８２号
大阪府池田市畑２丁目４番３―303号　エレガンス村上
債務者　東　　里美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６５５号
大阪市東住吉区矢田３丁目６番６―201号　パークシティ東住吉Ａ201号
債務者　中田かおる
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６７２号
大阪府高槻市東五百住町２丁目30番16号
債務者　笹河　　倫
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６８３号
大阪府寝屋川市美井元町７番32―104号
債務者　満田　勝利
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８号
広島県三次市四拾貫町77番地１　ＴＨマンション303号、前住所広島県庄原市高野町和南原718番地
債務者　佐中　友紀
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第５２号
山口県長門市東深川2742番地２　県営住宅江良団地204号
債務者　大藤　玲子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第１１９号
福岡県京都郡苅田町若久町１丁目２番地８　ロイヤルハイツ若久305号
債務者　山本　　司
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
福岡県京都郡苅田町若久町１丁目２番地８　ロイヤルハイツ若久305号
債務者　山本　友美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４７３号
沖縄県那覇市小禄１丁目42番15号　丸幸アパート２―Ｃ
債務者　本村　　昇
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１５０３号
岐阜市岐阜領下字上野畑1540―１　レオパレスサクライ106号室、住民票上の住所仙台市泉区南中山２丁目15番地の10
債務者　雫石　健一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６８号
宮城県塩竈市後楽町11番11号
債務者　畠山　敏明
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６９号
宮城県塩竈市後楽町11番11号
債務者　畠山　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
福島市在庭坂字前志田16番地の１
債務者　宍戸　　実
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３０１号
福島市方木田字田仲28番地の１
債務者　二階堂房子（旧姓野尻）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１６０号
茨城県北茨城市関本町福田407番地
債務者　大友　得男
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１９１号
茨城県北茨城市磯原町大塚2003番地２、居所東京都足立区千住柳町３番３号
債務者　村山　信幸
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第３７６号
茨城県土浦市中村南６丁目５番30号　サニータウン中村南Ａ棟101
債務者　鈴木　　保
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係